

《論 説》

オランダ・カトリックの政党観
——スハーブマン『試論』（1883年）を中心に——¹⁾

作 内 由 子

はじめに

本稿の主題は、世紀転換期のオランダ・カトリックの政党観である。

19世紀半ば以降のヨーロッパでは、議会制が発展していくにつれて政党の議会政治に果たす役割が否応なく高まっていった。もっとも、それは必ずしも同時代人が政党に概念的な位置づけを与えることに成功したことを意味しない。「バーク以後は事実が〔思想を〕先導することになった」（サルトーリ 2009:33）のである。これに対してオランダでは、政党の発達についてむしろ思想が事実を先行していた。

オランダでは政党がそれぞれの原則に基づく綱領を持ち、その綱領に忠実な「原則政党 *beginselpartij*」であるべきという観念が政治エリートたちに共有されており、その観念に適合する形で政党が形成され、また政治エリートたちも原則政党のあるべき姿に忠実に行動することが要求された。こうしてオランダでは政党の概念の発展に伴い、政治家の持つ政治観・秩序観のなかで「政党」に居場所が与えられたのである。政党概念が受容されたことで、19世紀後半から第一次世界大戦にかけてのオランダの政党形成期に、それぞれの政党は比較的容易に議会政治に組み込まれていった。周辺諸国において政党の存在自体が議会制を阻害するものとしてしばしば捉えられ、議会制そのものの正当性までも脅かし、また脅かしえたことを念頭におけば、オランダにおいて早い時期に

1) 本稿は（作内 2016）の続編である。

政党観が発達していったことは、オランダ議会制の安定にも貢献したといえよう。「原則政党」は1950年代までのオランダ政治を考えるうえでのキーワードであり、この概念を理解しなければ、当時の政治家たちの行動を説明するのは困難である。

もっとも、政党観の発達がその後の政党形成・政治行動に影響を与えたのは、政治家たちが政党観に忠実に行動することそのものに価値を見出していたからというより、政党観に忠実に行動することが彼らにとって実質的なメリットを伴っていたが故であった。そのため、「原則政党」という概念を援用する実際の理由はさまざまであり、それゆえ「原則政党」という概念はしばしば目的にあわせて柔軟に解釈された。

このようなオランダにおける政党観をふまえて答えるべき問いは、第一に、「原則政党」という概念が政党を正当化するうえでの問題を克服するためにいかなる論理を内在しているのかである。政党を正当化するうえでの問題として、まず政治の目的が公共の利益の実現であるならば、政党という「部分」の存在はそれを妨げるものと理解しうることが挙げられる。また、複数の政党が議会制の枠内で互いの存在を承認しつつ共存する状況をいかに理屈づけるのかも問題である。とりわけ「原則政党」はそれぞれが世界観を奉じる政党であり、単なる利益配分の手段と位置付けることはできなかった。

問いの第二は、このような「原則政党」の論理が、現実政治にいかなる影響を与えたかである。この問いは大きく分けて二つに分類できよう。一つは政党システムの形成期においてである。オランダの政党システムは1860年代後半から第一次世界大戦にかけて形成された。この時期は、同時に原則政党という考え方が政治エリートの間で共有されるようになる過程であった。原則政党概念を支持する政治勢力は、新たに形成される政党が原則政党か否かを判断し、規範的に評価をした。彼らが次第に議会内で影響力を持つようになったのは、選挙権の拡張や政党組織の形成、サブカルチャー網の形成といった、原則政党概念とは別の事情によるものであった。しかし、その勢力拡大はいやおうなく原則政党概念の「正しさ」を証明する結果となった。

現実政治に対する影響の二つ目は、原則政党という考え方が共有されるよう

になった後、議会政治の中でそれが規範として政治エリートの行動を拘束するようになったことである。それは例えば、原則同士の争いという建前が連合政権の形成を妨げ、閣僚とその出身政党の議員団とは関係を持たない「議会外内閣」の成立へと帰結した(作内 2012;2013)。

本稿では、政党システム形成期におけるオランダ・カトリックの政党観について着目する。カトリック党は戦間期から、政党システムの中で最大政党となった。最大政党がいかなる政党概念をもち、それに拘束されていたのかはオランダの議会制の運用を理解するうえで重要な意味を持つ。

さて、オランダ・カトリックの中で最初に「原則政党」の受容を明確に打ち出したのはカトリックの聖職者であったヘルマン・スハープマン(H. Schaeapman, 1844-1903)であった。1883年に出された彼の『カトリック政党。綱領試論』(以下『試論』)はカトリック政党がもつべき原則を提案した論考である。この論考はその後、カトリック政党の起源として繰り返し援用されるようになる。なぜスハープマンは「原則政党」を受け入れたのか、その後スハープマンの議論がなぜどのように援用されるようになったのか、を検討する。

まず1. でフランス革命後のオランダでカトリック勢力が他の政治勢力に対していかなる政治的立場をとってきたのかを概観し、『試論』の前史を示す。次に2. でスハープマンが『試論』を書くに至った直接的な背景と『試論』の内容を紹介する。3. では『試論』に対するそれぞれの政治勢力からの反応を示す。最後に4. で補論として戦間期にカトリック党を率いた人物の政党観を検討する。

1 オランダにおける独立後の政治的カトリシズム

(1) 1850年代まで 一自由主義勢力との協力

カルヴァン派を主要な宗教とするオランダにおいて、カトリック教徒は共和国時代から戦間期に至るまでマイノリティであり続けた。十全たるオランダ国民とはみなされていなかったのである。もっとも法的な地位については19世紀

の前半に大幅に改善した。ナポレオン戦争によるフランスの支配で信仰の自由が導入され、1848年憲法でこの信仰の自由により実質が与えられることになり、1853年にはカトリック階級制が導入された。他方、社会的な不平等は長く尾を引いた。プロテスタントの人びとに比べて、カトリック教徒は貧しく、低い教育しか受けていなかった。それゆえ、カトリック教徒がカトリックとして政治活動を行う場合、とりわけカトリック教徒の法的地位・社会的地位の改善が目標となったのである。

このような目標は、カトリックがマジョリティである国と大きく異なる。例えばフランスでは革命以前、ガリカン教会が教育や戸籍をはじめとする行政を国家から肩代わりしていた。フランス革命後に教会のこれらの役割が剥奪され、とりわけ教育権をめぐる政治的な争いが生じたのである（谷川 2015；小山 1998）。これに対してオランダでは、カトリックの人々がカトリックとして政治行動をする際には、既得権を維持するというよりも、まずは既にある差別をいかに克服するかに主眼が置かれた。

こうして、1860年代にいたるまでオランダ・カトリックは信仰の自由を唱道する自由主義勢力と提携することになるのである。カトリック人口は北ブラバントとリンブルフとに集中していたため、小選挙区二回投票制の下院議員選挙では、これらの地域から多くの議員が送り出された。彼らが自由主義勢力を支えたのである。リンブルフ選出の議員についてはしばしば「自由主義者」であると自称しさえした（Lemmens 2004:249）。自由主義勢力の領袖であるトルベッケは、信仰の自由に加えてカトリック地域、とりわけリンブルフ州での税の優遇措置という利益誘導を通じてカトリック議員を懐柔した（ibid. 2004:281-319）。当時のカトリック議員は、カトリック勢力の代表としてよりもしばしば地域の代表として行動しており²⁾、カトリック教徒としての立場が安定した50年代にあって、自由主義勢力との協力は主として経済的な利益によるものであった。

2) その実態は「北ブラバント-リンブルフ党」であった（Bornewasser 1990:188）。

(2) 1860年代以降

このようなオランダ・カトリックの自由主義勢力との協力は、教皇ピウス9世による反自由主義の声明によって再考を迫られることになった。1864年の誤謬表、回勅『クワンタ・クーラ』では自由主義が批判され、また1868年のオランダでの司教教書ではカトリックの子弟にはカトリックの教育を授けるべきであること、つまり自由主義的な公立学校における教育の否定が宣言された。

教会のこのような反自由主義的な態度はカトリックの政治家たちに影響を及ぼした。選挙のレベルでは、1870年に北ブラバント州でカトリックの選挙組織である「北ブラバント」が設立された。その中心人物であるファン・ソン (J. B. van Son 1804-1875) はすでに1860年代半ばから選挙活動に関わり、保守主義的なカトリック候補を支援し、自由主義カトリック候補に対抗した。1867年には北ブラバントの最大都市スヘルトヘンボスで反自由主義的な社交組織「カトリック・サークル」の設立・運営に携わった。以上のようなファン・ソンを中心とした運動の盛り上がりによって1870年の選挙において北ブラバントでは、もはや自由主義的なカトリック候補が当選することはなかった (van Miert 1989:393-409)。また、リンブルフ州では70年代を通じて自由主義的な候補が減少し、70年代の後半にはいずれの選挙区でも保守的な候補が当選するようになった (Lemmens 2004:208-245)。

議会においては、下院の1872年度予算審議で、自由主義勢力の主導によって在ヴァチカン大使が廃止され、ここにおいてカトリック議員と自由主義議員との断絶が決定的なものとなった (van Zuthem 2001:27)。自由主義勢力の間で、反教皇主義 *antipapisme* が広がっていた証左である。

もっとも、カトリック議員がそれによって新興の保守主義勢力と密接な協力関係になったわけではない。1860年代の末に現れた保守主義勢力は、反自由主義で大同団結することを主張し、カトリックにも協力を求めたが、カトリック議員は是々非々の態度をとった (Lemmens 2004:245-264)。そもそもカトリック議員で会派を形成していたわけではなく、その議会内行動も統一されてはいなかった。

2 スハープマン『試論』

(1) 背景：カルヴァン派との協力の模索

そのような中で、カトリック政党として政治的な一体性をもつべきであると唱えたのが聖職者ヘルマン・スハープマンであった。

1883年に『試論』が書かれる直接的な背景を明らかにするには、スハープマンと正統カルヴァン派勢力との関係を検討する必要がある。というのもスハープマンが『試論』を著す直接的な動機は自由主義勢力と対抗するために正統カルヴァン派との政治協力を実現することにあつたからである (Bornewasser 1963:216)。『試論』においてスハープマンは、カトリック政党を正統カルヴァン派と同様に反フランス革命的な政党であり、フランス革命的な自由主義勢力に対抗していく勢力として位置づけている。カトリックとの政治的協力に対する正統カルヴァン派の首領カイベルの考えの変遷をたどっていこう³⁾。

1870年代の正統カルヴァン派勢力は、公教育における正統主義的な宗教教育の是非をめぐる政治的・社会的に自由主義勢力と対抗していた。当初、彼らは政治活動を忌避していたが、対立が激しくなるにつれて政治活動に力を入れていくことになる。彼らの政治活動は、1876年に精神的支柱であつたフルン・ファン・プリンステレルが亡くなった後、聖職者であつたカイベルが中心となつていた。前任者と異なり、正統カルヴァン派が政治活動を行うことに積極的であつた。1872年に彼が創刊した『デ・スタンダード *De Standaard*』を通じて、政治的な主張を全国の正統カルヴァン派の人びとに発信した。

カイベルは下院選挙において正統カルヴァン派の候補を積極的に支援した。ここで問題となるのが小選挙区二回投票制という選挙制度である。決選投票で勝利するためには、すでに第一回投票で落選した他の勢力と選挙協力を行った方が有利になる。

3) 本節の以下の部分は、特に断りのない限り van Zutem (2001:26-61) による。

そうであるにもかかわらずフルンの生きている間、カイペルは、フルンがそうであったようにいかなる勢力とも協力しない方針を採っていた。とりわけカトリックについては、選挙協力をしないというだけでなく、ヴァチカンに対して盲目的な追従をしていると批判した。オランダに対する忠誠が疑わしいというのである。一時期は、物質的側面での反教皇主義、すなわちカトリックの人々の団体設立といった世俗的な自由を妨害することさえ唱えた。選挙での勝利より自らの主張を堅持することを選んでいたといえる。

もっとも、1870年代の後半になるとカイペルは次第にカトリック勢力への批判を緩めるようになる。カトリックが少数派である北部のカトリック教徒はより穏当であるという評価や、カトリックの宗教行事である屋外での行列に対する規制を緩和すべきという議論はその例である。カイペルのカトリックに対する論調は、このように穏健化していったが、他方で選挙協力に対しては慎重な立場をとった。選挙区レベルでは第二回投票における正統カルヴァン派とカトリックとの協力が行われるケースもあったが、カイペルはこれを『デ・スタンダールト』を通じて非難した。カトリックの側がカルヴァン派の候補者に投票する場合でも協力を否定したのである。

その結果、カトリック勢力と自由主義勢力とが第二回投票に残った場合、自由主義勢力の方が正統カルヴァン派の票を自派に引き寄せて選挙戦を有利に進めていた。

スハーブマンからすると、いかにして正統カルヴァン派票をひきつけるかが課題となる。この時期のスハーブマンは、正統カルヴァン派との政治協力について、その後『試論』で提示する、独立した原則政党同士の協力という考え方を採っていなかった。スハーブマンが考えていたのは、反キリスト教的な勢力に対してキリスト教的な勢力を結集した中央党であり、それはつまり保守主義者と正統カルヴァン派とカトリックとが自由主義勢力に対抗して形成するはずの政党であった (Persyn 1916:725)。しかし、この案はカイペルが1879年に正統カルヴァン派の政党である反革命党を設立することで明確に峻拒された。カイペルの考えによれば、正統カルヴァン派には固有の原則があるのだった。それはカトリックや保守主義勢力と共通の綱領や原則を掲げることは不可能であ

ることの表明と言えよう。カイベルの主張に合わせて、スハープマンはキリスト教中央党構想を放棄する (van der Grinten 1928:23)。

さて、カイベルはカトリックとの選挙協力を1880年代に入って模索しはじめた。そのきっかけの一つは、1878年のカップペイネ初等教育法にあった。この法律で自由主義勢力はその多数に任せて初等教育学校の設置基準を厳しくし、宗派の私立学校設立をより困難にした。これにより正統カルヴァン派と自由主義勢力との間の対立が深まった。先にみた通りカイベルは1879年に反革命党を設立するが、これはスハープマンの中央党構想へのアンチテーゼという意味だけでなく、なによりも近代的な政党組織を作り上げることで得票を増大させることに重点が置かれていた。選挙で自由主義の候補者に打ち勝つことがより重要性を帯びてきたため、集票組織をつくることが喫緊の課題となったのである。

カイベルがカトリック勢力に接近していったもう一つのきっかけは、1880年にスハープマンが下院議員となったことであった。反革命党の議員団長デ・サフォルニン・ローマンは下院におけるスハープマンとの付き合いの中で信頼関係を構築し、カトリック勢力との選挙協力に前向きになる。彼はなお消極的なカイベルに再考を促した。

カイベルは設立されたばかりで組織の脆弱な反革命党の中から反発が生じることを恐れ、カトリック党との選挙協力に逡巡した。しかしついに、1883年6月に行われた下院選挙のデルフト選挙区における第二回投票においてカイベルはカトリックの候補者に対する支持を表明した⁴⁾。第二回投票に残った自由主義の候補者とカトリックの候補者との間で、カイベルは後者を支持したのである。

もっとも、このカイベルの支持は正統カルヴァン派の人々の票を十分動員したとは言えなかった。多くの正統カルヴァン派の有権者はカトリック候補ではなく、自由主義候補に投票したのである。

この選挙によってスハープマンはカイベルの協力をとりつけるだけではカトリックの政治的影響力を拡大するのに不十分であると悟り、『試論』の執筆に

4) デルフト選挙区については、De Jong(1999:97-107)を参照せよ。

到ったのである。以下で具体的にその内容を検討しよう。

(2) 内容①：なぜカトリック政党を作るのか

『試論』には、綱領案のみならず、詳細な解説が付されている。その冒頭ではカトリック政党を作る動機が説明されている。そもそも政党とは何か。それは原則に基づく政治綱領の下に集結した集団である (Schaezman 1883:5)。政党は議会において一体として行動し、それによって重要な事柄—これと対置されるのは私的な事柄である—について権力者 *machthebbers* がその政党の主張を考慮するようになるのである (ibid.:12)。

もっとも、スハーブマンにとって政党を形成することは、単にカトリックの利益を実現するという実利以上のものを意味した。それは、カトリック教徒がカトリック教徒としてオランダ国民であるということをプロテスタントの人びとに受け入れさせることであった。スハーブマンはコルネリス・ブルーレに言及しつつ、カトリック党は、オランダ・カトリックによって形成される政治的人格の公的な表現 *openbare verschijnsel* であり、カトリック党の綱領がその人格を形成していると主張した (ibid.:15)。政党を形成することで、オランダ人民の中で独自の自律した表現を構成し、それ以外の部分から分離はしないが区別はされるといふ。この人格は「真のオランダ人の系譜、十全なオランダ人のそれで、非カトリック教徒とともにオランダ史の不名誉も名声も負い、しかしながら独自の歴史も持つ」 (ibid.:16)。

この政党観は、原則を持った政党という規範を最初に提示した自由主義者たちの政党観とやや異なっている。確かに、いずれも政党は原則を持つべき、と考えていた点では共通している。しかし、原則の役割という点にはズレが見られるのである。自由主義者たちは原則を、政権を獲った際の政権綱領としてそのまま使うことを想定していたが、スハーブマンはあくまでも部分としての党の綱領と位置づけた。カトリック党単独で政権を担うことが想定しえない以上、当然のことであった。

このようにスハーブマンは部分としてのカトリック党を強調したが、他方で政党形成を部分が全体の統合を妨害するものとしてではなく、むしろ積極的に

全体に統合されるための手段と捉えていた点を確認しておく必要がある。党として他とは明確に異なる原則を掲げることは、全体に対する反抗ではなく、全体に部分として組み込まれるための条件であった。それは、単に統合されることによって自己の利益を実現するというもののみならず、統合されたカトリック自体がオランダ全体の利益に貢献しうると主張することを意味した(Bornewasser 1963:218-9)。

概して、当時ヨーロッパのカトリック勢力はヴァチカンへの忠誠と祖国への裏切りを疑われていたが、カイザーの研究が表す通り、戦間期までのカトリック政党は一般的に国内で閉じた活動を行っていた(Kaiser 2007)。カトリック政党の形成は、しばしばそれぞれの国の中で政治的な対立が議会内に回収されていく不可逆的な流れの中で、体制内入り込んで影響力を行使するための手段だったのである。本節でみてきたとおり、スハーブマンにもその目的は共有されていた。

こうしてスハーブマンは、単に正統カルヴァン派と政治的に協力するためというだけでなく、カトリック政党を形成する、より積極的な意義を見出した。

(3) 内容②：国家観

政党の原則においては、国家観（あるいは社会観・秩序観）が示される必要がある(作内 2016)。スハーブマンはいかなる国家観を持っていたらうか(巻末の綱領案を参照)。国家の介入しうる領域について検討しよう。まずスハーブマンは政教分離の必要から、国家は精神的な領域に介入してはいけない、とする。さらに、世俗の領域でも国家権力は制限される必要があるという。スハーブマンはドイツの文化闘争でカトリックの中央党がビスマルクに弾圧されていることを教訓としていた(Schaepman 1883:8)。スハーブマンによれば政府諸機関の義務は公共の福祉、すなわち人民全体の福祉を維持し、促進することにある。すべての権威の源泉である神は、個人の人格・家族・国家に対し神への義務と結び付いた権利を与えているが、家族のそれはもっとも基本的なものであって、国家より高次に位置づけられるとする。家族への国家介入を否定するために「古ゲルマン的な家の平和 oud-Germaanschen huisvrede」にも言及

している (ibid.:41-43)。これが『試論』の第9条に反映されている。

もっとも、国家の領域が公共の利益に限られるとはいえ、他の領域における問題解決を国家が補助するのはスハーブマンからみるとむしろ望ましい。例えば、国家が安息日に労働することを規制したり、慈善団体の活動を援助したりすることは国家の目的に適しているという (第16条、ibid.:45)。このように国家による社会問題への間接的な援助は支持したものの、この時期のスハーブマンは後年と異なり、国家の直接的な社会福祉の領域に踏み込むことには否定的であった。

それぞれの領域がそれぞれ神から与えられた権利と義務を持ち、外から干渉されるべきではないという考え方は、国家にも当てはまる。神はオラニエ家の君主に主権 *de Souvereiniteit* を与えたとして、スハーブマンは人民主権を否定する。政府諸機関には至上権 *het Souvereine recht* が与えられ、それに基づいて徴税や立法が行われる。立法権は議会にはなく、単に立法をする際に議会と議論しなければならないということに過ぎないという (ibid.:50-51)。スハーブマンにとってオランダの歴史的な統治形態は立法の際に議会との議論が必要である、という意味での議院制統治形態 *parlementairen regeeringsvorm* であって (第5条)、議会において立法がなされ、議会によって首相が選ばれる議会主義 *parlementarisme* ではなかった。

(4) 内容③：正統カルヴァン派への譲歩

この綱領案はカトリックの原則を示すものではあるが正統カルヴァン派との政治協力を主たる目的としていたため、その内容は必ずしもスハーブマンの主張が貫徹されているわけではなく、またカトリック教説が前面に打ち出されているわけでもなかった。

スハーブマンの正統カルヴァン派に対する譲歩の一つの例は、第7条の「予算案と関係ない理由によって予算案を否決しない」にある。スハーブマンは1881年度予算案の審議中に、政権の方針に対する不支持の表明として予算案に反対投票することを支持していた。このことは、予算案と関係ない理由での予算案の否決を綱領の中で否定していた正統カルヴァン派からの批判を受けた

(Persyn III:88)。この批判を受けて、スハープマンは1883年までに立場を変えたのである。『試論』の中で、この変化について正統カルヴァン派のデ・サフォルニン・ローマンから影響を受けた旨、スハープマンは記している (Schaeppman 1883:54)。

また、カトリック教説が前面に打ち出されているわけではないことは、キリスト教色を打ち出した部分にも表れている。例えば、第2条の「すべての権威の源泉としての神」は正統カルヴァン派と共有する考え方である。第3条の「固有の領域のなかの教会の独立」における固有の領域 in eigen kring という表現はカイペルのそれを踏襲したものであろう。

もっともカトリックの考え方が現れている例としては、第10条の「教育の自由は両親が生来持つ権利 het natuurlijk recht によって促進される」が挙げられよう⁵⁾。生来持つ権利 (自然権)、すなわち時代と場所を越えて普遍的に妥当する権利という考え方は、さまざまなルールを歴史的に生成されるものとするカイペルらと一致しない。もっともその実質的な内容についていえば、子弟の教育は国家によって強制されるものではなく、家族という単位にその権限があると主張している点で、正統カルヴァン派と違いはない⁶⁾。

3 『試論』 への反響

(1) 自由主義勢力

スハープマンの『試論』に対して他の政治勢力はどのように反応しただろうか。まずスハープマンが対抗勢力と捉えていた自由主義勢力からの反響の代表として、デ・ボーフォルト (W.H.de Beaufort, 1845-1918) の論考を挙げよう (De Beaufort 1883)。この記事は、当時自由主義勢力の間で広く読まれて

5) 自然法については、1930年代に綱領に書き込むかについて主に正統カルヴァン派への配慮の観点からクローズドの議論がなされている (作内 2012:214)。

6) カイペルの『我が綱領』では、子弟の教育は父親の責任とされる。

いた自由主義系総合雑誌『指針 *De Gids*』に掲載された。

デ・ボーフォールトはまず、スハーブマンの試みを正統カルヴァン派の綱領と共に批判した。いずれの綱領も政治綱領というより闘争スローガンであって、国民のためでなく党のために書かれており、その目的が信仰共同体内部の人びとの結びつきを政治と関連付けることになっているという (ibid.:276-7)。また、スハーブマンの綱領に書いてあることは、多かれ少なかれ非カトリックにも支持を見出せそうなことばかりで、カトリック党を形成することが綱領で正当化されていないとする (ibid.:279)。

デ・ボーフォールトをはじめとする自由主義者にとって、原則とはまず政権について際の方針であり、複数の原則に有権者は自然と別れていくものであった。この様な理由から原則の対立点は明確でなければならないので、それと異なる信仰共同体の違いが原則を明示せずに党派対立に持ち込まれることには否定的であった。

デ・ボーフォールトはその上で、歴史的に対立関係にあったカトリックとカルヴァン派が協力して政権を運営するとしても長くはもたないだろうとした。教育を含めた国家介入の制限という両者に共通する原則は、他の勢力が賛成する可能性もあり得るという意味でも、この二つの宗教の信者同士の対立を抑制するためにも、不十分であると考えていた。

自由主義者にとっての「原則」の意味は、スハーブマンのそれとは異なっていた。スハーブマンは原則を、所与の集団の政治的人格の表れ、すなわち集団として政治に参加するために必要な条件と捉えていたが、自由主義者からすればそのような集団は想定されるべきものではなかったのである。

(2) 反革命党

次に、スハーブマンが協力を模索していた正統カルヴァン派の反応である。反革命党の機関紙にしてカイベルが編集長をつとめる『デ・スタンダールト』は、『試論』を歓迎した。9月10日の記事⁷⁾の中では、反革命党はこれまでも

7) 'Schaeapman's program', *De Standaard*, 10 september 1883.

すべての政党が原則的な組織を持つことを要請しており、そのためには第一に綱領が必要だと述べたうえで、『試論』の発表は喜ばしい事であり、内容的にも受け入れられると書かれている。綱領そのもののなかに、勇気と熱意が看取される諸要素がある、という手放しの賞賛であった。

その一方で、この綱領が受け入れられないのではないかという危惧も同じ記事で表明された。この危惧は、スハーブマンと同じカトリックのフェルヴェルによる『試論』への反論(後述)を受けて、現実のものとなったと11月28日の記事は記している⁸⁾。もっとも、同記事は、このような反論によって、むしろ人々がスハーブマンの下に集まることになるかと予想している。そして、この予想は的中することになる。スハーブマンの死後、1920年代に入りカトリック党内でスハーブマンの後継者が圧倒的な優位を占めるようになってそのことが明らかになるだろう。

(3) カトリック

スハーブマンの『試論』とその後の活動は、カトリック政党が実際に組織されていく過程にほとんど影響していない。『試論』はカトリックの中であまり反響を呼び起こさなかった。またカトリック議員の中でカトリックの一体的な活動が必要だという認識が高まって1891年に会派が形成されたとき、スハーブマンはそこにほとんど関わることはなかった。1896年には行動綱領の作成に携わるが、その後再びスハーブマンはその他のカトリック議員と不仲になった。対立の原因は、スハーブマンがフランス革命に対して反対する勢力としてカルヴァン派の反革命党と密接な協力関係を構築しようとしていたのに対して、他の人びとは是々非々の態度を崩したくなかったことにあった。また、スハーブマンが社会政策を唱えたことも概して保守的であったカトリック議員の不興を買った。スハーブマンの行動はカトリック議員の調和的な行動を乱すものと理解された(Bornewasser 1990:193)。

カトリックのなかから出された『試論』に対する数少ない反論としてフェル

8) 'De Ultramontaanse Droite', *De Standaard*, 28 november 1883.

ヴェルの議論を挙げよう (Verwer 1883)。フェルヴェルはカトリックのみの政党形成に対して批判的であった。70年代後半のスハーブマンのように、宗派横断的なキリスト教政党の形成を支持していた。カトリックが独自の原則を掲げ、オランダ史においてカトリックがとってきた立場を踏襲するならば、正統カルヴァン派とは対立せざるを得ないとフェルヴェルは批判した。当時、カトリックの内部では他の勢力から独立した政党を形成することに消極的であった。カトリック党の形成が現実味を帯びてきた後も、スハーブマンの議論は重視されなかった。

もっとも、カトリック党の形成にほとんど寄与しなかったにもかかわらず、スハーブマンは第一次世界大戦後のオランダでカトリック政党の創設者として崇められるようになる。スハーブマンは『試論』ののちに90年代に入って労働者に対する社会政策の必要と選挙権の拡大とを説き、カトリック内の左派と位置付けられるようになった。そして彼の手足としてカトリック・サブカルチャーの組織化に尽力したノレンス (W. H. Nolens, 1860-1931) やアールベルセ (P. J. M. Aalberse, 1871-1948) といった人々が、選挙権の拡大にも助けられて戦間期のカトリック党を掌握することになるのである。

その結果、『試論』は1926年に成立するローマ＝カトリック国家党、およびその戦後の後継のカトリック人民党において自らの存在理由を示す論説として繰り返し援用された。長い間カトリックの政治に対する考え方を規定し続けたのである (Bornewasser 1995:17)。オランダのカトリック政党史およびカトリック・サブカルチャー史を記述するうえで、組織形成への実質的な貢献が少なかったにもかかわらず、スハーブマンと『試論』に多くの紙幅が割かれてきたのは、そこにカトリック党およびカトリック・サブカルチャーの精神的淵源を見出しているからにほかならない。

その一つの例に、『試論』から50年経った1933年にローマ＝カトリック国家党の書記局が出したパンフレットがある (Algemeen Secretariaat der R.K.Staatspartij 1933)。この時期のカトリック党は原則と組織との強化を打ち出しており、新たな党綱領も出された。このパンフレットもその正当化のために書かれたものである。

まず冒頭で、『試論』は試論以上のものとなり、オランダ・カトリックが政治的生活を相応しい方法で送ることができる礎」となったことが確認されている (ibid.:3)。そして1933年も、1883年と同様カトリックの団結が必要であると説く。国家権力の諸領域への介入に対する危機は、この時期あらたな文脈で痛感されるようになっていた。『試論』で「国家権力をすべての自律的な党の存在に対して優越させるもの」と批判されていたビスマルクの文化闘争期の五月諸法が、このパンフレットではその年に政権を掌握したドイツ・ナチ党と重ねあわせられ、抵抗すべき対象として措定されている (ibid.:9)。

パンフレットでは、時代に合わなくなった部分については省略した旨の記載がされているものの、むしろ50年前から変わらないカトリック党の存在意義を強調し、スハープマンの時代との連続性を見せようとする内容になっている。

4 補論：アールベルセ『対立原理、すなわち二つの世界観の闘争』

ここまで検討してきたスハープマンの議論は、なぜカトリックが独自の政党を作らねばならないのか、それはいかなる原則を持つのか、に焦点があてられていた。宗派的マイノリティであったカトリックにとって、自由主義勢力や正統カルヴァン派勢力と異なって自分たち以外にも「部分」が存在することは自明であった。そのため他の「部分」を承認することを正当化する必要に迫られなかったのである。それゆえスハープマンの政党観は正統カルヴァン派のカイペルのそれをほぼ踏襲し、そうすることによって彼らに政党としての存在を認めさせようとしたのであった。他の政党とのあるべき関係について独自に考察するようになるのは、カトリックが政党としての地位—スハープマンの言葉でいえば「政治的人格」—を確立してからになる。

そこで最後に補論として、1907年に出版されたアールベルセのパンフレット『対立原理、すなわち二つの世界観の闘争』(Aalberse 1907)を検討しよう。ここでは、政党が政党たるための条件が書かれている。

アールベルセは戦間期のカトリック党の中心的人物であった。第一次世界大戦直後にはライス・デ・ベールブルック政権で閣僚を務め、その後下院にお

いて議員団長ノレンスを支えた。ノレンス死後は自らが議員団長となり、党を指導した。

アールベルセは複数の政党の区別が生じる根拠を以下のように考えた。国家は排他的に人間がその終局目的に達するのを助けるための手段である。この終局目的に対する立場の違いは、政党間の違いに表れる (ibid.:13-4)。自由主義から見て、この人間の終局目的は自由であることにある。これに対してカトリックおよびカルヴァン派は人間の終局目的を神に仕えて永遠の至福を得ることと考える。また同時に神に由来する地上の権威の僕でもある。人間の存在目的と合致しない自由は真の自由ではなく、権威とは、自由を自然の境界のなかに収めておくために必要なものである (ibid.:18)。この人間の終局目的に対する立場の違いが道徳・経済領域の立場に違いをもたらすのである。

このように異なる終局目的の違いにもかかわらず、なぜ政党は共存できるのか。アールベルセは複数政党が共存するためには、それぞれが対立している人の誠実さ *goede trouw* を推定する必要があるという (ibid.:61)。誠実さ *goede trouw* は、その人の奉じる原則に対する誠実さを指している。アールベルセによれば、宗教政党を批判する人々の態度、つまり有権者を動員するために、信じてもない神や聖書を利用しているのではないかと主張することは、正しい態度ではない。意見の違いを尊重するというは、お互いの原則の違いを認識し、お互いがその原則に基づいて立論していると推定し、結論の違いがその出発点の違いから論理的に導き出されることを確認することによって可能になるのである (ibid.:6)。以上のように、アールベルセは政党が共存し、望ましい政治を行うためには政党が原則に基づいていることが必要であると主張した。

以上の通り、アールベルセは、政党間のあるべき違いとそれを前提とした政党政治を行う上での行動規範とを示した。この態度は、カトリック党の指導者として戦間期にまさに彼自身によって実践されることになるだろう。

おわりに

スハーブマンの『試論』が、オランダの政党政治にもたらした影響を再確認

して結語に代える。第一に、原則を持っている政党こそが正しい政党であり、政治のアクターたりうる、という既存の考え方を強化したことである。この考え方は自由主義者に始まり、カルヴァン派のカイベルに共有されていた。提示されたものを「原則」と捉えるか否かは議論されても、政党に原則が必要であるという点については政治リーダーの間でコンセンサスになりつつあったといえるだろう。

第二に、第一の点と関連するが、『試論』は反革命党との協力という実利のために書かれたということである。スハーブマンは反革命党との密接な協力を意図し、そのためにカトリック政党の原則案を提示した。そのため、カトリック政党の原則でありながら、反革命党に受け入れられるような、必ずしもカトリック色を打ち出さない内容になった。政党は原則を持つべき、という規範は、政党間関係の利害に裏打ちされることによって、はじめて実効性を持ちえたのである。

第三に、この1883年の論考がカトリック政党の政治家たちに受け入れられていたのは、むしろ戦間期から1960年代ごろまでにかけてであったということである。『試論』が発表された時期はなお、政党は原則政党たるべしという規範が広く政治家一般にまで共有されていたわけではない。現に『試論』はカトリック政党の形成にはほとんど寄与しなかったのである。『試論』は第一次世界大戦後、つまり政党は原則を持ち、それに基づいて行動すべき、という規範が確立された時期に、カトリック党が原則政党であることをことあるごとに確認するための準拠点として頻繁に参照されることになった。

作内(2016)と併せて、ここまですで19世紀オランダにおいて自由主義勢力、正統カルヴァン派勢力、カトリック勢力が「原則政党」概念を共有し、議会政治に取り込まれていったことを示した。こののち自由主義左派と社会主義勢力とが政党を形成し、「原則政党」概念を共有しつつそれぞれの秩序観を作り上げていくことになるが、その展開については今後の課題とする。

本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究(B)「ヨーロッパ保守政治の構造変容—保守主義・キリスト教民主主義・新右翼」(代表者:水島

治郎、課題番号25285038、2013-16年度)による研究成果である。

参考文献

- Aalberse, P. J. M., (1907), *De antithese of de strijd tusschen twee wereldbeschouwingen.*, Futura.
- Algemeen Secretariaat der R.K.Staatspartij, (1933), *Een Katholieke Partij. Proeve van een Program door Dr. H. J. A. M. Schaepman in eene bewerking ten dienste der hedendaagsche Katholieken.* Teulings' uitgevers – maatschappij.
- De Beaufort, W. H., (1883), 'Een staatkundig programma. Een Katholieke partij. Proeve van een program, door Dr. H. J. A. M. Schaepman. Utrecht Wed. J. R. van Rossum, 1883', in *De Gids*, Jaargang 47, nr. 4, pp. 276 – 291.
- Bornewasser, J. A., (1963), 'Schaepman en het isolement der Nederlandse katholieken', *Katholiek Staatkundig Maandschrift*, jrg. 17, nr. 6, 209 – 220.
- (1990), 'De Katholieken van Nederland en hun politieke partij', *Archief voor de geschiedenis van de Katholieke kerk in Nederland*, Jaargang 32, 183 – 215.
- (1995), *Katholieke Volkspartij 1945 – 1980. 1. Herkomst en groei (tot1963)*. Valkhof Pers.
- Van der Grinten, J., (1928), 'Schaepman als staatkundig leider.', *Schaepman herdacht in de openbare zitting van den senaat der Keizer – Karel – Universiteit te Nijmegen den 23sten Januari 1928.*, N. V. Dekker & Van de Vegt en J. W. van Leeuwen, Nijmegen – Utrecht, pp. 17 – 38.
- De Jong, R., (1999), *Van standspolitiek naar partijloyaliteit. Verkiezingen voor de Tweede Kamer, 1848 – 1887.*, Hilversum Verloren.
- Kaiser, W., (2007), *Christian democracy and the origins of European Union*, Cambridge University Press.
- Lemmens, E., (2004) *Aan Vorst en Vaderland gehecht, doch tevreden zijn zij niet. Limburgse politici in Den Haag 1839 – 1918.*, Wereldbibliotheek.

- Van Miert, J., (1989), 'Conservatisme onder katholieken in een biografisch perspectief. Mr. J. B. van Son (1804–1875)'. *Bijdragen en Mededelingen betreffende de Geschiedenis der Nederlanden*, 104 (3), 393–413.
- Persyn, J., (1912–1916), *Dr. Schaepman*, , A. J. Roebert, 's-Gravenhage, (twee delen).
- Schaepman, H. J. A. M., (1883), *Een Katholieke partij. Proeve van een program*.
 — (1884), "Een katholieke partij". *Een woord over de "beoordeeling" van Mr. Julius Verwer*, Utrecht, Wed. J. R. van Rossum.
- Verwer, J., (1883), *Een Katholieke partij. Proeve van een program door Dr. H. J. A. M. Schaepman*, Amsterdam, C. L. Van Langenhuisen.
- Van Zuthem, Johan, (2001), 'Heelen en halven'. *Orthodox–protestantse voormannen en het 'politiek' antipapisme in de periode 1872–1925*. Hilversum: Verloren.
- 小山勉 (1998) 『教育闘争と知のヘゲモニー』 お茶の水書房。
- 作内由子 (2012) 「危機の時代の多極共存型民主主義:1930年代オランダを中心に」『千葉大学法学論集』第27巻第2号、143頁–216頁。
- (2013) 「戦間期オランダにおける議会外政権の受容と実態」『千葉大学法学論集』第27巻第4号、169頁–199頁。
- (2016) 「オランダにおける「政党」の成立—保守党の失敗とカルヴァン派政党の成功」水島治郎編『変貌する保守—保守主義とポピュリズムをめぐる比較政治学』岩波書店。
- サルトーリ、G.(2009)『現代政党学』早稲田大学出版部。
- 谷川稔 (2015)『十字架と三色旗』岩波書店。

卷末資料 [] は作内による注。

スハーブマンのカトリック党綱領案 (1883年)

1. オランダのカトリック党は、旧い信仰に忠実で、祖国への忠誠が法の尊重、自由への愛、法律への服従、いかなる犠牲も喜んですることを十分に表明したオランダ人を政治の領域において代表する。

2. カトリック党は、全ての権威の源泉としての神と、良心に基づく om des gewetens wil 服従のなかに、政府諸機関 overheid の確固たる存続と庶民 onderzaten の自由の唯一の保障を認識する。
3. カトリック党はオランダ国家において信仰の自由を促進する：
すべての教会とすべての市民の前の平等な権利
固有のサークル〔領域〕のなかの in eigen kring 教会の独立
カトリック党はカトリック教会のためにいかなる特権も要求しないが、その自由で固有の法的な身分 rechtsbestaan の十分な承認を要求する。
4. カトリック党は、憲法典に書かれている通り、オラニエ家の主権 de Souvereiniteit を承認し、これに敬意を示す。
5. カトリック党は、政府諸機関の至上権 het Souvereine recht der overheid が侵害されず、人民の諸権利と諸自由を保障し、法の制定と適用に際して人民の協力を確実なものとし、人民統治を拒否する議院制統治形態 parlementairen regeeringsvorm がオランダにおいては国民性と歴史に最も合致していると考ええる。
6. カトリック党にとって、上下両院は憲法上の諸権利と自由、人民の一般的で不変の利益を代表するものである。
カトリック党は人民の影響が少数派の代表においても選挙に明らかにできる選挙権のルールを要求する。
7. 予算案と関係ない理由によって予算案を否決しない。
8. その権利を神の主権 Gods Souvereiniteit に負う政府諸機関 overheid は、信仰上の行為としての庶民による宣誓を促進することができる。
政府諸機関 overheid はそのためのすべての手段を伴う宣誓の神聖さを保護する。

また、宣誓をする際に政府諸機関 *overheid* は市民の間の権利の平等を維持しなくてはならない。

9. 国家権力は国家の統一の法領域と必要不可欠なことへの国家の配慮に限られなくてはならない。

州と自治体の固有の領域における自律性はオランダの国家方針の要請である。

刑法の要請をのぞいて、家の平和 *huisvrede* は侵害されてはならない。

10. 教育の自由は両親が生来持つ権利 *het natuurlijk recht* によって促進される。

公立学校は私立学校の補完物としてのみ存在しうる。

学校立法の原則は教育の自由である。

11. 官僚 *ambten* 及び公務従事者 *bedieningen* の任命に際しては、全ての市民の原則の権利の平等と能力に基づいていなければならない。

裁判所の公務と品位は政治的な党派性に関係するすべてのものから独立していなければならない。

12. 刑法によって、〔傷つけられた〕権利の尊厳のために復讐がなされ、社会とその構成員の存在が守られ、犯罪者の道徳的な改善が期待される。

死刑の宣告は政府諸機関 *overheid* の権利である。

13. その至上権 *souverein recht* に基づいて徴税は政府諸機関 *overheid* に属する。

その際、歳入を作り出すのではなく、歳出をカバーするのを常とする。

個人にかかる税において、課税できる財産がそれぞれの住人の租税負担指標となる。

徴税において、人民の道徳的物質的利益が侵害されてはならない。

教会、学校、慈善団体、信仰財団 vrome stichtingen、法人に課税することはできない。

14. 我々の戦力の組織はできるだけ人民代表の干渉の外に置かれなくてはならない。

陸軍と海軍への支出、市民兵 militie の招集は必要な分だけに限られる。

15. 我々の植民地の防衛に際して、私人の私腹を肥やしたり、国庫をいっぱいにしたりはすることももっとも重要で唯一の目的ではない。

我々の植民地で福音を広めることは自由である。

我々の所有地 bezittingen においても私立学校が常態である。干渉的な監督をのぞく国家による力強い支援が望ましい。

16. 政府諸機関 overheid は以下の方法で社会問題の真の解決を促進する:日曜日の安息を維持することによって。

キリスト教の慈善をあらゆる妨害から解放することによって。

また教会婚の観点からいっても、民法においても刑法においても自由の原則が尊重されることによって。

17. ここに示された原則に従って、カトリック党はオランダ・カトリックを政治の領域において全員一致の行動をとるよう促す努力をする。

選挙におけるほかの党との協力は多かれ少なかれこの原則への賛成に依存する。